

2020年7月31日  
大阪学童保育連絡協議会  
会長 松林高志  
大阪市中央区谷町7丁目2-2-202

## 学童保育の拡充を求める要望書

日頃より学童保育施策の推進にご尽力されていることに敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、日本でも4月7日に緊急事態宣言が発令されるなど市民・国民生活に深刻な打撃を与えています。学校では2月27日に一斉休校が要請される一方、学童保育には原則開所が要請され、緊急事態宣言下もふくめ開所が継続されてきました。こうした中、私たちは、突然の休校による朝からの保育や感染症対策、保護者の休業や失業等による生活不安、学童保育指導員（以下、指導員）が継続できる条件整備などについて学童保育に関わる要望書を4回（3月10日、4月14日、6月2日、6月15日）、大阪府に提出してきました。

少子化が進む中で子育て世代に対する社会的支援の必要性は一層高まり、学童保育は共働き、ひとり親家庭等にとって必要不可欠な事業となっていますが、この度のコロナ禍では、あらためて学童保育が社会機能維持のためにも不可欠な事業であることが明らかになりました。同時に学童保育施策・制度の脆弱さも浮き彫りになりました。

大阪府内においては、施設不足や指導員不足による学童保育の「待機児童・潜在的待機児童」、「大規模・詰め込み」問題が各地で生じ、入所できない家庭では、子どもが一人で放課後や夏休みを過ごしたり保護者が仕事をやめるなどの事態が起きています。とりわけ指導員不足は深刻さを増しています。低い労働条件での過重労働のもと、指導員が集まらない、続かないことは多くの地域で起きています。近年の民間委託化、運営事業者変更等の拡がりでは指導員の雇用継続が保障されず、経験ある指導員の雇い止めをはじめ、新たな雇用不安も生まれています。継続的・安定的な運営のもと子どもたちに「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ことが十分に保障されていない状況が府内各地に存在しています。

コロナ禍のもとでは雇用の悪化も深刻になっており、特に非正規で働く女性が失業や休業に追い込まれています。国連副事務局長（アナタ・バティア/UNWomen）は「女性と新型コロナウイルス」と題する声明で非正規雇用や弱い立場にある女性に負担が重くのしかかり、家庭内でのDVや暴力事件を誘発する危険から、電話相談など基本的な支援の保障を呼びかけ、人権の保障に繋がる施策・制度を求める運動が国際的世論として広がっています。また府内の母子・父子家庭は9割が就労家庭で（大阪府の令和元年度アンケート調査結果）学童保育にも多くの子どもたちが通っています。しかしその約半数は、パート・アルバイト等の不安定な就業形態であり、年間収入（母子家庭）においては、約7割が250万円未満で、今回のコロナ禍はひとり親家庭の生活をさらに直撃しています。頻発する地震や豪雨など災害対策、障がいのある子どもも含めて真にインクルーシブな社会実現が求められる中、学童保育の質の確保や向上、そして学童保育が果たすべき役割は今まで以上に大きく求められています。

これまで大阪府は、国の施策拡充とあわせ、開所時間延長補助や障がい児送迎補助などの単独制度によって市町村の学童保育施策の拡充を推進されてきました。「子ども・子育て支援法」は、「都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない」と都道府県の役割を規定しています。

私たちは、大阪府内どこに住んでいても、必要とする保護者、子どもが安心・安全で質の高い学童保育を保障されることを望んでいます。そのために、府内全市町村で学童保育施策が拡充できるよう広域行政としての役割をいっそう果たしていただくことを強く要望するものです。

## 要 望 項 目

1. 【緊急要望】新型コロナウイルス感染拡大の中、明らかになった学童保育の役割及び課題をふまえ、非常時・緊急時も想定した安心安全で質の高い学童保育が、安定的に保障されるために、以下の項目について早急に充実、実現をしてください。
  - ① 1 支援単位の児童数は原則 30 人以下で運営するよう促進してください。そのために必要な施設確保、指導員（「放課後児童支援員」資格者）確保の方策を講じてください。
  - ② 「放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準」（以下、設備運営基準）における職員基準について、市町村に対し、省令の水準を維持・向上するよう働きかけるとともに、大阪府として「放課後児童支援員」の確保方策を講じてください。

また「放課後児童支援員」の規定について、認定資格研修の実施が困難または不足する期間において、省令に 2015 年度から 2019 年度までと同等の「職員の経過措置」を設けるよう至急国に要請してください。
  - ③ 各学童保育所で安心・安全な運営・対応ができるよう、支援の単位ごとに正規職員・常勤職員の責任者が配置される方策を講じてください。
  - ④ コロナ禍によるひとり親家庭の経済的な影響は甚大です。ひとり親家庭への保育料減免など補助を実現してください。
  - ⑤ 大阪府主催で全市町村担当課を対象にした会議を開催し、情報共有、交流を定期的に行ってください。
  - ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策関連の予算活用について、市町村に呼びかけ、市町村から申請があれば、大阪府費負担分について全額を予算化し、感染症拡大防止の措置を講じてください。
  - ⑦ 国に向け、次のことを要請してください。
    - ・ コロナ禍を通じて明らかになった学童保育の役割と制度的課題を検証すること。
    - ・ 職員基準について、従事する者及びその員数の基準について、「従うべき基準」に戻すこと。あわせて、「支援の単位」も「従うべき基準」とすること。
    - ・ 放課後児童支援員認定研修未修了者について、一定の期間内に修了を予定する者も、「放課後児童支援員」としてみなす措置をとること。また、放課後児童支援員認定資格研修を、保育士等養成校においても実施できるようにすること。
    - ・ 運営費単価について、常勤職員を 2 名以上配置できるよう、大幅に引き上げること。
    - ・ 指導員の確保方策にむけた新たな施策を講じ、それに必要な予算を計上すること。
    - ・ 施設整備費は、すでに学童保育を実施している施設の老朽化に伴う改修等にも使えるようにすること。
  - ⑧ 新型コロナウイルス感染症や通常とは異なる学校実施の影響で、子どもたちに疲労や負担、不安が生じています。大阪府教育庁との連携で、学童期の児童の実態を把握してください。また学童保育においては、子どもが安心して過ごせ、安全への配慮と発達が保障されるために「放課後児童クラブ運営指針」（以下、運営指針）に基づく運営および保育が徹底されるよう、周知を強化してください。
  - ⑨ 新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大と被害が懸念される中、大阪府として、保育・学童保育・学校教育・公衆衛生等の所管が調整機関を設け、専門家や市町村との密な連携のもと、子どもや保護者、指導員の声を反映しながら、感染症流行等、非常時における調整や対策を講じてください。
  - ⑩ 新型コロナウイルス感染症の流行期における学童保育の対策として、市町村と連携し、以下の内容を実現してください。
    - ・ 学童保育は原則開所とし、必要な保育が保障されるようにすること。
    - ・ 学童保育において適切な対策・対応がとられるよう、保健所等の公衆衛生の専門家による指導、相談を必要に応じて受けられるようにすること。また、感染対策に必要な設備を整備し、備品（消毒液、マスク、ペーパータオル等）を支給すること。

- ・ クラスタ発生防止のため、学童保育の利用者および指導員が、定期的にまた必要な際は早急に PCR 検査が受けられるよう検査体制を確立し、検査を保障すること。
- ・ 学童保育を縮小または閉所する際に、指導員に出勤を求めない場合は、指導員は在宅勤務対応とするなど、給与を保障すること。
- ・ 学童保育指導員に対し、慰労金を支給すること。
- ・ 高齢や既往症、妊娠など、感染すれば重篤になる危険性が指摘されている対象にあたる指導員については、勤務に関して特段の配慮がされるよう周知すること。
- ・ 感染拡大防止の観点から利用の自粛を要請する際は、自粛要請と補償を同時に行うこと。利用自粛に協力する保護者に対しては、保育料を日割りで還付等行うよう市町村に要請するとともに、所得補償などの支援を行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関わって、休業や休暇をせざるを得ないすべての保護者の生活保障について手立てを講じること。
- ・ あらゆる対策にあたっては、現場の実態を把握し、子どもの権利条約および児童福祉法に基づき、子どもの最善の利益を保障すること。

## 2. 大阪府内の学童保育が「設備運営基準」「運営指針」に基づき拡充するよう次の項目を実現してください。

- ① 待機児童の発生、大規模・詰め込み問題が深刻です。学校も含めた公有財産を積極的に活用し（児童福祉法56条7-2）、施設整備を推進してください。
- ② 大阪府内の学童保育で「省令」の基準を満たす運営がされているか、実態を調査し、公表してください。
- ③ 大阪府として市町村担当課・事業者を対象に「運営指針」の研修を行い、正確な理解を拡めてください。
- ④ 民間委託・指定管理者制度が拡がり、有期契約による運営が増加しています。学童保育は、継続性・安定性、公共性が求められる事業です。実施主体である市町村へ以下の4点を徹底してください。
  - ・ 運営形態に関わらず、市町村が学童保育の運営に対して責任をもつこと。
  - ・ 事業者が指導員を雇用するにあたっては、長期的に安定した形態とすること。
  - ・ 運営状況や会計処理について、市町村が詳細を把握し、保護者や地域社会に対して情報を公開し、説明責任を果たすこと。
  - ・ 民間委託・指定管理者制度に伴い、子ども、保護者、指導員に大きな不安や混乱が生じています。導入にあたって、また導入後も、市町村は住民の意向を尊重し、住民に対する説明責任を果たすこと。
- ⑤ 来年度以降も国の補助額に応じて、市町村からの申請については全額予算化してください。
- ⑥ 大阪府単独の学童保育補助事業を創設してください。当面、以下の補助事業を実施してください。
  - ・ 学童保育の運営費について、国の基準額に加え、補助の上積み
  - ・ トイレ整備の補助（設置、男女別化、水洗化等）
  - ・ 国の補助の対象外となる施設・設備の整備・修繕、備品購入の補助

## 3. 配慮を要する子どもの学童保育入所要求も増加しています。質的・量的拡充を促進してください。

- ① 障がいのある子ども、また配慮を要する子どもの入所状況及び入所希望の実態把握をしてください。
- ② 障がいのある子どもが希望する学童保育所に入所できるよう必要な支援をして下さい。また、市町村と連携し、支援学校において学童保育事業を開設してください。
- ③ 集団生活の中で発達保障にふさわしい保育が受けられるために、専門機関による巡回指導、相談支援等の

体制を整えてください。また、当該児童の保護者、及び配慮を要する保護者に対する支援も行われるようにしてください。

**4. 感染症および自然災害や事故・事件への不安が高まっています。大阪府として学童保育における危機管理対策・安全対策を強化、推進してください。**

- ① 非常時の対応・安全対策について大阪府として指針を示し、市町村に対しても十分な対策を働きかけ、必要な予算を確保してください。
- ② 南海トラフ地震を想定し、大阪府教育庁と連携のもと小学校・放課後子ども教室（大阪元気ひろば）等と学童保育が連携した災害対策、被災訓練が行われるよう、大阪府が主導してください。
- ③ 大阪府教育庁と連携し、小学校施設に警備員を配置、学童保育の開所時間帯も含め警備体制を整えてください。

**5. 指導員の確保・資質向上は、都道府県の重要な役割です。深刻な指導員不足を克服し、子どもも保護者も安心して通える学童保育になるよう、基準の維持・向上、質の確保に向けて次のことを実現してください。**

**(1) 職員基準（放課後児童支援員の資格・配置）に関わって**

- ① 府内全ての市町村の条例で、省令水準の基準が満たされるよう大阪府から働きかけてください。
- ② 「放課後児童支援員認定資格研修」について「放課後児童支援員」不足を解消できるよう積極的な計画を立ててください。また研修申込みについて、大阪府で一般申込みの枠を確保してください。
- ③ 「放課後児童支援員認定資格研修」の開催時期、実施地域など市町村から要望を聞き取り、受講者が参加しやすい開催にしてください。

**(2) 指導員の体制及び質的向上を図るため、次の項目を実現してください。**

- ① 支援の単位ごとに指導員（資格者）が専任・常勤・複数で配置されるよう各市町村に働きかけてください。
- ② 指導員不足の実態を調査・把握し、指導員の確保・継続につながる対策を講じてください。
- ③ 指導員の処遇改善に向けて、国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の活用を促進してください。
- ④ 「大阪府放課後児童支援員等資質向上研修」について、内容の充実や、受講枠の拡大および地域分散での開催など充実をはかり、実現できる予算を確保してください。また、大阪学童保育連絡協議会に委託してください。
- ⑤ 指導員の研修内容については、長年、専門家・研究者とともに指導員の専門性研究を行い、かつ保護者・指導員の当事者団体である大阪学童保育連絡協議会と協議する場を設けてください。

**6. 「新・放課後子ども総合プラン」に関わって、以下のことを要望します。**

- ① 「放課後子供教室」と「学童保育」は、それぞれ固有の目的・役割があり、基準も活動内容もちがいます。別々の事業として拡充するよう推進してください。
- ② 特に二つの事業を「同じ場所で同じ職員が子どもたちと一緒にして」行う「一体化」では、子どもたちの主体的な生活、発達が保障されません。実質的な一体化にならないよう、二事業の連携・一体的運営の実施状況について調査してください。